

第6回 板橋区福祉有償運送運営協議会 議事録（要旨）

事務局	<p>ただいまより、第6回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p>
事務局	<p>・委嘱状の伝達 板橋区福祉部長松浦勉より板橋区福祉有償運送運営協議会委員の委嘱を行います。</p>
松浦委員	<p>・部長挨拶 皆様お忙しいところを御出席いただきましてありがとうございます。本来でしたら坂本健区長より委嘱式を行うところでございますけれども、生憎所用がありまして、私が執り行うことになりました。この板橋区福祉有償運送運営協議会も第6回になりますけれども、ほぼ1年振りの開催ということで、皆様方には板橋区の障がい者及び高齢者の社会参加促進や移動の手段確保についてご議論・ご協力をいただき、意見交換等を含めまして、この会を運営して行きたいと思っております。</p> <p>板橋区53万人の方々いろいろな立場の方がいらっしゃいますが、それぞれの思いを捉えながら、皆様の立場からこの板橋区福祉有償運送運営協議会に貴重なご意見をいただければと思っております。</p>
事務局	<p>・委員の紹介</p> <p>・事務局の紹介</p>
事務局	<p>・正副会長の選出 次第3 板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料2に基づき会長・副会長を決めさせていただきます。会長につきまして、どなたかご推薦いただけますでしょうか。</p>
A委員	<p>福祉部長の松浦委員に会長をお願いしてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>松浦委員に会長をお願いするというところでよろしいでしょうか。</p>
松浦委員	<p>了承 会長をお受けいたします。</p>
事務局	<p>会長より副会長のご指名をお願いいたします。</p>
会長	<p>副会長は、十文字学園女子大学の丸山委員にお願いしたいと思っております。</p>
事務局	<p>副会長は丸山委員でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>了承 それでは、これより司会を会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>・板橋区福祉有償運送運営協議会の運営および概要について 次第4 板橋区福祉有償運送運営協議会の運営および概要について、事務局より説明おねがいします。</p>

事務局	<p>この運営協議会は、資料7にお示ししました平成16年3月に国土交通省から通知された「福祉有償運送等に係る運営協議会の設置について」および「ガイドライン」に基づいて設置しています。協議会は原則公開とさせていただきます。資料1にお示ししました委員名簿につきましても公開とさせていただきたいと思います。</p> <p>議事録につきましても実名を伏せたかたちで公開させていただきたいと思います。この運営協議会は会議の透明性の観点から、傍聴規程をもうけました。これに基づき、本日2名傍聴者がおいでです。</p>
会長	<p>ただいまの説明のとおり、会議の公開及び傍聴についてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>了承</p>
事務局	<p>・板橋区における移送サービス実施状況等について</p> <p>次第4 板橋区における移送サービス実施状況について、説明いたします。 板橋区の現状について説明いたします。 以下、資料読み上げ</p> <p>この資料は2年前に提出した資料を基にしてデータの書換えを行なった訳ですが、高齢者・障がい者ともに人数は増加しております。障がい者については毎月障がい者福祉課に報告があがるのですが、毎回人数が増加しております。</p> <p>福祉有償運送実施団体の福祉タクシー券の平成18年度の実績は、合計で2,975,300円で板橋区のタクシー券全体227,282,538円の約1.3%です。板橋区内のタクシー台数に占める割合からすると率は高いのですが、これは時間制等料金体系が違うことに起因します。現在7団体あるうち、全部がこの運営協議会にかかる訳ではありません。</p>
会長	<p>質問はございませんでしょうか。</p>
B委員	<p>高齢者の状況の表で、要介護者数と居宅要介護者数の差が6,500人以上になりますが、その方たちは施設に入所しておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>要介護者数とは認定を受けた方を指し、居宅要介護者数とは介護サービスを利用している方を表しておりますので、6,500人全員が施設入所ではありません。ちなみに施設入所者は約2,500人です。</p>
副会長	<p>障がい者数は身体と知的のみで、精神が抜けているようですが。</p>
C委員	<p>元の資料を作成したのが自立支援法施行以前でしたので、今後は精神についても入れます。ちなみに、1～3級で2,251人になります。</p>
B委員	<p>この会議における責任性なのですが、今回許可制から登録制になったということで、その分運輸局の責任が薄くなると思うんですが、この運営会議と主催する板橋区の責任の割合や位置付けをお伺いしたい。</p>
C委員	<p>道路交通法により、自治体主催による運営協議会の協議を経て国土交通省に申請をするということになりましたが、この会議で決定をしたからといって、何かあったら</p>

	<p>責任を負わなければならないという訳ではありません。区としましては、会議の主催として認定に向けた協議を調えるというお膳立て役ですから、指導までいかないまでも支援するというので、例えば事故があった場合には各団体がその責任を負うということで理解しております。</p>
B 委員	<p>要綱上では多数決にて決定とのことですが、議事録等に掲載されると責任を追及されたりするのではないかと心配です。</p>
会長	<p>同じ地域で事業を進めるにあたって多数決というよりは、問題があれば協議をして、皆様のご理解をいただきながら円滑な運営を行なっていきたいと思っております。</p>
D 委員	<p>運営協議会の設置及び運営に関するガイドラインの中に、登録実施後の主催者の役割というのがございまして、相談・事故時の対応・利用者からの苦情に対する連絡窓口を整備するというようなことがあります。</p>
事務局	<p>・申請団体の協議について それでは次第5各申請団体の具体的な審議に入らせていただきたいと思っております。まず新規申請の「NPO法人M'Sプラン」代表の方お願いいたします。 NPO法人設立の目的、移送内容、運賃などを説明をお願いします。</p>
M'S プラン	<p>まず目的としては、施設に入っている人たちの病院への送迎です。今まで病人が出た場合は救急車対応にしていたのですが、最近救急車があまり使えない状態になりました。今まではその仕事を4社くらいで請け負っていたのですが、施設側から移送経費削減のいい方法はないだろうか打診されて、貢献の意味も含めて低価格で移送をするという目的で設立しました。料金はどのような体制をとったらいいのかよくわからないのですが、タクシー料金の時間制の半額を予定しております。その他に乗降介護・寝台車等の料金を体系化していこうと思っております。</p>
事務局	<p>まだ、料金が決まっていないのですか。それでは、運営会議にかける状況にはないということになります。</p>
M'S プラン	<p>いや、運輸局に提出が義務付けられていますので作ってはあります。資料4の9ページが対価等比較表です。</p>
A 委員	<p>病院への送迎に特定されているようですが、レジャーで使いたい場合はどうなのでしょう。</p>
M'S プラン	<p>やりたいのですが、やっぴいのでしょうか。その辺の規制はどうなのでしょう。逆にお聞きしたいのですよ。</p>
C 委員	<p>原則論としては会員制ですので、設立の趣旨として会員の方の賛同が得られる内容であれば可能です。</p>

副会長	今おやりになっている民間救急車とNPO法人の関係はどのようになっているのでしょうか。
M'S プラン	利用料金が大幅に違いますので、施設側の要望により、新たにNPO法人を立ち上げようということになりました。車が空いていれば、レジャーにも連れて行きたいです。利用者の方はいくらでも会員になれるのですか。
E 委員	11 ページ以下に載っている名簿は、施設入所者全員ですか。
M'S プラン	全員です。
E 委員	その方が会員ということですか。
M'S プラン	そうです。
D 委員	運送を必要とする旅客の範囲も当該協議会で協議することになっておりますので、この名簿は施設の名簿であって、M'S プランの名簿ではないのですか。
M'S プラン	M'S プランの名簿です。
D 委員	福祉有償運送は自家用車により他人を有償で運送するということですから、ある一定のルール・ガイドラインがあることを認識してください。運送しようとする旅客の範囲がロ(要介護認定を受けている者)となっておりますが、全員そうなのですか。
M'S プラン	わかりません。今後運営する中で教えてください。
副会長	事業を展開する中で教えられるのではなくて、事前に団体として把握したうえで、協議にかけられるのです。
C 委員	その施設が介護保険による特別養護老人ホームであれば、全員要介護認定を受けているものと思われます。
副会長	会員登録はどのように行なっているのですか。
M'S プラン	施設に入所していることです。
副会長	施設に入所すれば自動的に M'S プランの会員になるのですか。

M'S プラン	そこまではよくわかりません。
会長	入会しようとする方の意思表示がなされる場合、署名捺印した入会申込書みたいなものがあると思うのですが。
M'S プラン	それはありません。
副会長	定款の第7条第2項に入会申込書により申し込むものとする規定してあるので、この手続きを経ないで会員名簿に載せるのは法的に問題があります。
事務局	利用案内を作成して、利用者が承諾してから会員になってもらうのが基本です。その辺の準備が調べてから再度登録申請をお願いします。
会長	では、今回は保留とさせていただきます。その他に、次回のために何か問題があれば指摘をしていただけますか。
B 委員	タクシー料金との比較表の中で、今回の料金改定により迎車回送料金は 710 円から 400 円になりました。また、時間制をとられているようですが、15 分や 30 分という単位もありますけど、その辺はいかがですか。
M'S プラン	見本の例が 1 時間単位だったので、30 分という単位があるのは知りませんでした。一般タクシーと違って乗降に時間がかかるので 15 分ではできないですね。
D 委員	福祉有償運送を行なうのは非営利という前提があります。今回の料金設定を見ますと、単純にタクシー料金の二分の一で設定されているようですが、実費の範囲内で設定するものです。 例えば待機料金、105 秒につき 45 円とありますが、これはどういう時に適用されるのですか。本当にこの料金を収受できると思われませんか。
M'S プラン	それは単純にタクシー料金の二分の一で記載しただけですね。実際は時間制だからその中に吸収しちゃいますね。
副会長	9 ページに運送の対価以外の対価が載っていますが、ただタクシー料金の二分の一ではなくて、それぞれの根拠を示していただかないと。
M'S プラン	タクシー料金の二分の一以下であれば協議を通ると思っていました。
D 委員	もう一度資料 8 のガイドラインを良く研究していただき、その結果が福祉有償運送にそぐわないと思われたら、青ナンバーでやっていただければと思います。

会長	では、規程を再度みて申請してください。それではこれより更新団体の協議に入りたいと思いますが、急な会議が入りましたので、申し訳ありませんが後の進行は副会長にお任せしたいと思います。
事務局	それではまず社会福祉協議会の方をお願いします。
社会福祉協議会	運営協議会から 80 条による許可を受けていましたが、今回 2 年経って更新の申請を行います。 資料 5 の 35 ページに沿って 2 年前との変更等を簡単に説明したいと思います。運送対価ですが、平成 18 年 3 月の運営協議会で料金改定の許可をいただいております。運転手については、前回 20 名の登録があったのですが、今回は 7 名の登録となり、全員 2 種免許所持者です。登録会員数は 30 名から 22 名となりました。
副会長	何か質問はございますか。
D 委員	1 ページの運送の区域は 35 ページの No.8 の記入されている通り、運送の発地または着地のいずれかが板橋区と備考欄に記入されるのが正しいですね。
B 委員	7 名の運転手の方ですが、他に仕事を持っているのですか。
社会福祉協議会	この方々は社会福祉協議会が雇っている訳ではなくて、ぬくもりサービスの趣旨に賛同していただいた協力員として、あくまでも空いている時間に移送サービスをお願いしております。中には他に仕事を持っている方もいらっしゃいます。
B 委員	他に仕事を持っている方もいるとのことですが、労働時間等に問題があるのではないのですか。他の仕事の就労時間等を把握されているのですか。
社会福祉協議会	従事していただくのは月のうちほんの 1, 2 回で、時間も 1~2 時間程度です。他の仕事の就労時間等を完全に把握はしておりません。謝礼は出していますが、仕事とは考えてはいませんし、決して無理をしてもらわないようにしています。
C 委員	今の労務管理を含めた安全管理ですが、社会福祉協議会としてキッチリ把握するような体制は取れるようにできますか。
社会福祉協議会	はい。
副会長	いくら福祉有償運送だから、業務外だからというのは通じないので、安全な運行管理はしっかり体制を整えていただきたい。
F 委員	それに関連して、運行前の指示あるいは確認、業界ではそれを点呼と言いますが、乗務する方に事前にどのような方法でされているのですか。

社会福祉協議会	<p>駐車場は事務所の近くにありますが、運行に入る前に必ず事務所に立ち寄っていただき、予定等を説明した後、車のキーを渡しています。終了後、また事務所に立ち寄っていただき、利用者や車の状況等報告を聞いています。</p>
F 委員	<p>点呼簿は作ってあるのですか。</p>
社会福祉協議会	<p>国土交通省の様式とは違うのですが、39ページにある活動記録カードというものを活用しています。</p>
B 委員	<p>飲酒運転が問題になっていますが、社会福祉協議会では何か検査するものを用意されているのですか。</p>
社会福祉協議会	<p>特に用意していないのですが、車のキーを渡す前に何かしら話をして、点呼を実行していこうと思っています。</p>
副会長	<p>それでは、他に問題がなければ、運行上の労務管理について十分に把握をしていただき、板橋区社会福祉協議会の更新登録を承認したいと思います。</p>
全委員	<p>了承。</p>
事務局	<p>それでは次に板橋区ともに生きる福祉連絡会板橋区地域生活応援センターの方お願いします。</p>
応援センター	<p>2年前申請時と比較して変更になった点は、運転協力員が3人に減りました。うち、2名は2種免許所持者、残り1名の1種免許所持者は既に講習会受講済みです。それ以外は特に変更ありません。</p>
F 委員	<p>時間制を採られているようですが、33ページの例①では、車庫から車庫までの時間も入るのですか。</p>
応援センター	<p>ガソリン代については車庫から車庫までの計算になりますが、時間は実車時間、自宅から自宅までです。</p>
B 委員	<p>車庫から車庫までの距離の料金設定されているのは問題ではないか。</p>
D 委員	<p>35ページでは時間制になっていますが、33ページでは介助料となっていますが、同じことですね。そうであれば、これは運送の対価になります。介助料としてしまうと、運送の対価以外の対価となってしまいます。意味合いは介助料ですが、時間制の対価として車庫から車庫として取っても説明がつきます。</p>

A 委員	営利・非営利とはどのような基準を指すのでしょうか。
D 委員	この福祉有償運送の運送対価に限って申し上げますと、いわゆる実費の範囲内、具体的に申しますと、当該地域のタクシー料金の二分の一の範囲内ということです。タクシー料金の二分の一に限りなく近づけようというものではありません。
副会長	それでは他になければ、板橋区ともに生きる福祉連絡会板橋区地域生活応援センターの更新申請を承認してよろしいでしょうか。
全委員	了承。
副会長	最後に何かございますか。
A 委員	この協議会はサービスを提供する側に立つのか、サービスを受ける側に立つのか、その融合なのでしょうけど。
副会長	単に団体の申請を審議するのではなくて、移動困難者が社会参加できる体制を考えて行けるようにしたいと思います。
E 委員	先ほど社会福祉協議会みたいな住民参加型の運転手の取り扱いについて、議論の対象になりましたけれど、今後このような法律になっていくと、ボランティア的な住民参加はもうむずかしいという流れになるのでしょうか。
F 委員	単なるボランティアではなく、お客様を運ぶという点から安全・事故防止に十分な留意が必要です。厚生労働省でも労働時間に対して厳しくなっています。
E 委員	そうすると、以前からやっている団体としては、ボランティア的な人たちの支えがあってやってきたのに、それが見込めなくなります。おっしゃることはよくわかるのですが。法の改正に伴って、社会福祉協議会では1種免許所持者に講習会を受けさせることができず、やむなく今回のような申請になってしまいました。
B 委員	我々の仲間でも福祉車両を揃えて団体を立ち上げたものの、なかなか需要が伸びずに苦勞している者もいることを知っておいてください。
副会長	他になければ、以上で第6回板橋区福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。